

まつやま 農業委員会だより

第89号
令和5年3月31日

編集 松山市農業委員会
発行 松山市二番町四丁目7番地2
〒790-8571(TEL089-948-6631)
印刷 太陽印刷株式会社

第221回松山市農業委員会総会



第221回松山市農業委員会総会が、令和4年5月27日(金)に松山市役所本館11階大会議室において開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員併せて37名が出席しました。

総会では、寺井克之会長からの挨拶、市長からの祝辞の後、令和3年度に実施した総会や研修会の開催状況や農地利用状況調査等の事業に関する報告がありました。

また、令和4年度の事業計画案について説明があり、農政活動の推進や農地法に基づく許可義務の厳正・適正な運用等の主要事業として取り組む9項目が審議され、全会一致で承認されました。

第24回 JAえひめ中央ぶどう果実品評会

ぶどうの出荷最盛期を迎えた令和4年9月3日(土)JAえひめ中央伊台支所で「第24回 JAえひめ中央ぶどう果実品評会」が開催されました。

猛暑や戻り梅雨など例年にない異常気象の影響もありましたが、生産者の豊かな経験と高度な栽培技術により、今年も糖度が高く品質のよいぶどうが多く出品されました。



その中で、只信省三さん(伊台)の「藤稔」が、松山市農業委員会会長賞を受賞しました。

今回受賞された只信さんは「今年は天候が悪く、藤稔は特に雨に弱いので水の管理に留意しながら育てるのが大変だったが、糖度も色づきも粒の大きさも申し分ないぶどうができた。受賞できてとても嬉しい。」と晴れやかな笑顔で話してくれました。



知って得する！農業者年金



農業者の方は、国民年金に上乗せの公的な年金「農業者年金」で、安心して豊かな老後を！



農業者年金の特徴

1 農業者年金の加入資格

- ・年間60日以上農業に従事する方
- ・国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ・20歳以上60歳未満の方



2 加入には2つの種類があります

- ・農業者年金に加入する場合、2つの種類があります。
 - ①保険料の国庫補助を受けない加入（通常加入）
 - ②保険料の国庫補助を受ける加入（政策支援加入）

3 加入と脱退は任意

- ・加入も任意ですが、脱退も自由です。
- ・脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。



4 国民年金の付加年金への加入が必要です



農業者年金のメリット

メリット 1

「積立方式・確定拠出型」で
少子高齢時代に強い

メリット 2

保険料の額は月額2万円（35歳未満で
政策支援加入の対象とならない方は1万円）
から6万7千円の間で自由に決められます

メリット 3

終身年金。80歳前に亡くなられた
場合は死亡一時金を遺族へ

メリット 4

社会保険料控除など税制面での
優遇措置が大きい

メリット 5

一定の要件を満たす農業者には
保険料の国庫補助があります



お問合せ先

農業委員会事務局 農政担当（TEL 089-948-6631）

耕作目的による農地取得の下限面積要件が廃止されます。

令和5年4月1日から農地法第3条許可による農地の取得および権利設定において
3,000㎡の下限面積要件が廃止になります。

※なお、上記以外の要件については変更ありません。

お問合せ先 農業委員会事務局 農地調整・転用担当 TEL 089-948-6627

人・農地プランから地域計画へ

農地を維持し、集約化や人の確保等を目指す農業経営基盤強化促進法等の関連法が令和4年5月に成立しました。高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の拡大などが懸念される中、これまでは人と農地の問題を解決するため「人・農地プラン」を策定してきましたが、今後は、農地1筆ごとの耕作者を特定した「目標地図」を含む「地域計画」を策定することとなります。

そこで、市町村は農業委員会による目標地図の素案を基に、令和7年3月末までに地域計画を策定します。目標地図は、農業委員会が聞き取り等により収集した農地の出し手・受け手の意向と将来の受け手をイメージとして地図に表示するものです。

なお、この目標地図は、権利を設定するものではありません。権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいものとされています。

お問合せ先

松山市農水振興課 担い手育成担当（TEL 089-948-6566）
農業委員会事務局 農政担当（TEL 089-948-6628）

令和5年度総会予定

申請締切日		開催予定日	
月	日	月	日
3	17(金)	4	10(月)
4	18(火)	5	10(水)
5	18(木)	6	9(金)
6	16(金)	7	10(月)
7	18(火)	8	10(木)
8	18(金)	9	11(月)
9	15(金)	10	10(火)
10	18(水)	11	10(金)
11	17(金)	12	11(月)
12	18(月)	1	10(水)
1	18(木)	2	9(金)
2	16(金)	3	11(月)

農業委員・農地利用
最適化推進委員候補者募集

令和5年7月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が行われます。

改選にあたり、令和5年4月1日から30日までの期間を定め両委員の推薦・募集を行います。

候補者としては青年農業者、認定農業者、地域の農業振興に取り組む住民や女性などが挙げられており、特に第5次男女共同参画基本計画では女性の登用が期待されています。

なお、任期は3年で各委員24名の募集となります。

また、募集要項及び推薦書、応募書等の詳細については、農業委員会事務局のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



利用権設定・中間管理への移行

利用権設定

農地を貸し借りしたいなら…利用権設定がおすすめです！

☆主なメリット

□貸した農地は、期限が来れば必ず返ってきます。離作料も不要です。

☆注意すること

□市街化区域の農地には利用権設定できません。
□期間の途中で解約する場合は手続きが必要です。

旧約束で農地を貸し借りしていると、後々思わぬトラブルになるおそれがあります。利用権設定で、安全安心な農地の貸し借りをおすすめします。まずはお気軽にご相談ください。

中間管理への移行

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行されます。

これにより、今後は地域計画を策定していくこととなります。

また、地域計画が策定された区域内の農地を貸し付ける場合は、先に農地中間管理機構へ利用権の設定を行うこととなります。

なお、地域計画が策定されるまでの今後2年間は、移行期間としてこれまでどおりの利用権設定を行うことができます。

お問合せ先

農業委員会事務局 農政担当
(TEL 089-948-6628)

農地の賃借料情報の提供

令和4年1月から令和4年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は以下のとおりです。（10a当たり・年額）
☆平成21年12月施行の「農地法の一部を改正する法律」により、標準小作料は廃止されました。
☆金額はあくまでも参考です。実際の契約を拘束するものではありません。

1. 田(水稲)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	4,900	9,500	2,500	136件
旧北条市	12,300	24,100	5,600	13件
旧中島町	該当なし			
2. 畑(普通畑)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	9,200	18,800	4,300	27件
旧北条市	600	600	600	2件
旧中島町	該当なし			
3. 畑(樹園地)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	5,800	8,700	4,000	8件
旧北条市	8,000	18,300	5,000	7件
旧中島町	該当なし			

※1 旧松山市、旧北条市、旧中島町の地域別に集計しています。
※2 件数は集計に用いた筆数です。
※3 金額は一〇〇円未満を四捨五入しています。

全国農業新聞

営農に役立つ情報が満載！

- 発行日 月4回金曜日
- 購読料 月額700円(送料共)
- お問合せ先 農業委員会事務局
TEL 089-948-6628

第48回

四国県都四市会長会



第48回四国県都四市農業委員会会長協議会が令和4年11月18日(金)に坂の上の雲ミュージアム3階会議室において開催されました。

はじめに、該当者4名に職員表彰が行われました。

次に、四市がそれぞれ提出している議題について協議を行い、四市とも積極的に意見を出し合いました。

その後、坂の上の雲ミュージアムを見学し、JAえひめ中央の太陽市を視察しました。

令和4年度

第15回

まつやま農林水産まつり



令和5年2月19日(日)、大街道商店街で「第15回まつやま農林水産まつり(松山市農業委員会後援)」が3年ぶりに開催され、主に松山市内でとれた旬の野菜や果物、海産物や加工品等が販売され、新鮮な食材を求める買い物客でにぎわいました。

豪華景品が当たるクイズラリーもあり、幅広い世代の方々が参加し楽しんでいました。

相続登記申請の義務化がはじまります

不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。義務化の施行日(R6.4.1)前に発生した相続についても施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。

相続登記申請の義務化の留意点

1 義務化の対象者

相続や遺贈により不動産を取得した相続人(施行日より前に不動産を相続して名義変更を行っていない人も含まれます。)

2 申請義務の履行期間

相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内(義務化の施行日前に発生した相続は施行後3年以内)

3 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

4 相続人申告登記の創設

相続登記の申請義務を簡易に履行できるようにするため、「相続人申告登記」の制度が新たに創設されます。(令和6年4月1日施行)

お問合せ先

松山地方法務局 不動産登記部門 (TEL 089-932-5814)